

<報道発表資料>

令和4年3月8日

ウクライナ人道支援のための募金箱の設置について

生命や生活に差し迫った脅威が迫っているウクライナの方々を人道的に支援するため、県庁等に募金箱を設置しました。

集められた救援金は、日本赤十字社を通じ、ウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国等における救援活動に充てられます。

1. 設置日

令和4年3月8日（火）

2. 設置場所及び受付時間

- ・ 本庁舎（1階）県民案内室
（住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1）
午前8時30分から午後5時まで
- ・ 第2庁舎（1階）案内所
（住所：さいたま市浦和区高砂3-15-1）
午前9時から午後5時まで
- ・ 埼玉県国際交流協会
（住所：さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階）
午前8時30分から午後5時まで

3. 設置期間

令和4年3月8日（火）から令和4年5月31日（火）まで

4. 集まった救援金の寄付先

- ・ 日本赤十字社を通じて寄付